

ニューノーマル時代における生活者発想のサービス創出による 持続可能なまちづくりに関する連携協定

静岡県浜松市（以下「浜松市」という。）及び株式会社博報堂（以下「博報堂」という。）は、With コロナ、ポストコロナのニューノーマル時代において生活の質の向上や地域の活性化を通じ、持続可能なまちづくりに連携して取り組むにあたり、次のとおり協定を締結する。

第1条 （目的）

With コロナ、ポストコロナのニューノーマル時代において、国土縮図型都市・浜松のフィールドを活かし、デジタルの力を活用した生活者発想のサービス創出により、生活の質の向上や地域の活性化を通じ、持続可能なまちづくりを推進する。

第2条 （連携事項）

1. 浜松市及び博報堂は、前条の目的を達成するため、次の事項（以下「連携事項」という。）について総合的に連携する。
 - （1）「多拠点居住」や「関係人口の拡大」に関する事項。
 - （2）浜松市の行政課題に適したベンチャー企業の誘致や、ベンチャー企業との共創促進に関する事項。
 - （3）生活者との共創によるまちづくりに関する事項。
 - （4）「健康寿命の延伸」や「幸福度向上」に関する事項。
 - （5）包摂的な社会の構築に関する事項。
 - （6）音楽文化を始めとしたエンターテインメント活用による豊かな生活の創造や産業の活性化に関する事項。
 - （7）浜松市民の生活の質や地域活性化の状態を定期的に診断する調査の設計、実施、分析に関する事項。
 - （8）その他、“生活者発想”、“市民目線”の視点で前条の目的を達成する為に必要と認められる事項。
2. 博報堂は、浜松市と事前に協議の上、各分野の専門性等などを考慮し、自らの判断で連携事項の一部を自らのグループ会社、協力機関等の第三者とともに連携事項を実施できるものとする。

第3条 （定例会の開催）

浜松市及び博報堂は、連携事項を円滑かつ効率的に推進するため、各自の責任者及びその他担当者を指名し、定例会を設けて協議を行うものとする。

第4条 （費用負担）

1. 浜松市及び博報堂は、各自の連携事項に関する役割を果たすために必要となる費用を、原則として自らの責任で負担する。但し、企画立案又は調査の段階において第三者に業務を

委託する場合、その費用については、事前に浜松市及び博報堂で協議のうえでこれと異なる定めをすることを妨げるものではない。

2. 前項の規定にかかわらず、連携事項で合意した各施策の実施にかかる費用については、事前に浜松市及び博報堂でその負担割合を協議し、必要な予算措置を行った上で、実施する。

第5条 （守秘義務）

1. 浜松市及び博報堂は、本協定に基づく活動において知り得た相手方の秘密情報（以下「秘密情報」という。）について、第三者に対し開示し、又は漏えいしてはならない。但し、相手方から事前に承諾を得た場合は、この限りではない。
2. 前項の規定にかかわらず、博報堂は、第2条第2項に基づき連携事項の一部を第三者とともに実施する場合、その必要な範囲において、当該第三者に対し、秘密情報を開示することができる。
3. 本条の規定は、本協定が終了した場合であっても、存続するものとする。
4. 本協定締結の事実及び連携事項に関する公表の時期及び公表内容については、浜松市及び博報堂間で協議の上、決定（合意した内容で実施）する。

第6条 （有効期間）

本協定の有効期間は、令和2年10月23日から令和3年10月22日までとする。但し、有効期間満了の1か月前までに、浜松市及び博報堂が特段の申し出を行わなかったときは、本協定は同一の条件で1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

第7条 （その他）

本協定に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、浜松市及び博報堂で誠意をもって協議のうえ妥当な解決を図るものとする。

本協定締結の証として、本書二通を作成し、浜松市及び博報堂が記名押印のうえ、各一通を保有する。

令和2年10月23日

浜松市：静岡県浜松市中区元城町103-2

浜松市
浜松市長

鈴木 康友

博報堂：東京都港区赤坂五丁目3番1号

株式会社博報堂
執行役員

名倉 健司